

平成十六年二月

刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の説明書

外務省

目次

	ページ
一 概説	—
1 条約の成立経緯	—
2 条約締結の意義	—
二 条約の主要な内容	—
三 条約の実施のための国内措置	三

一 概説

1 条約の成立経緯

政府は、平成十年十一月の我が国とアメリカ合衆国との間の首脳会談において、小淵総理（当時）とクリントン大統領（当時）との間で、捜査・司法共助条約の締結交渉を開始することで意見が一致したことを受け、交渉を行った。その結果、平成十五年六月に条約案文につき基本合意に達し、平成十五年八月五日にワシントンにおいて、日本側森山法務大臣、谷垣国家公安委員長（いずれも当時）及び加藤特命全権大使とアメリカ合衆国側アシククロフト司法長官との間でこの条約の署名が行われた。

2 条約締結の意義

この条約は、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局（我が国については法務大臣又は国家公安委員会が、アメリカ合衆国については司法長官が務める。）を設置し、相互の連絡を直接行うこと等を定める。この条約の締結により、我が国及びアメリカ合衆国のそれぞれにおける共助が一層確実に実施されることを確保できるとともに、共助に関する連絡を中央当局間で直接行うことにより、共助の迅速化が期待される。

二 条約の主要な内容

この条約は、前文、本文十九箇条及び末文並びに附属書から成っているほか、この条約とともに交換公文が作成されており、それらの主要な内容は、次のとおりである。

1 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施すること、被請求国は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成するか否かにかかわらず、共助を実施すること等、この条約に基づく共助の実施に関する基本的な原則について定める。（第一条）

2 この条約に規定する任務を行う中央当局として、アメリカ合衆国は司法長官又は同長官が指定する者を、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、それぞれ指定すること等について定める。（第二条）

- 3 被請求国が共助を拒否することができる場合等について定める。(第三条)
- 4 共助の請求の方法、共助の請求に当たって通報することが必要な事項等について定める。(第四条)
- 5 この条約に基づき請求された共助の実施のため、被請求国の権限のある当局はその権限の範囲内で可能なすべてのことを行わなければならないこと、被請求国の中央当局は自国において必要なすべての調整を行うこと等、被請求国が請求された共助の実施に当たつてとらなければならない措置等について定める。(第五条)
- 6 請求された共助の実施に要する費用の負担等について定める。(第六条)
- 7 この条約の規定に従って提供された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件について請求国に課される使用目的の制限及びこれらに関する秘密保全等について定める。(第七条)
- 8 この条約の規定に従って提供される物件の輸送、保管及び返還に関し被請求国が付した条件に請求国が従わなければならないこと等について定める。(第八条)
- 9 証言、供述又は物件の取得について定める。(第九条)
- 10 人、物件又は場所の見分について定める。(第十条)
- 11 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定について定める。(第十一条)
- 12 国又は地方の立法機関、行政機関又は司法機関の保有する物件の提供について定める。(第十二条)
- 13 被請求国は、この条約の不可分の一部である附属書に定める様式により、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件が真正であること等を証明することができ、請求国は、附属書の関連する規定に従って、当該様式により真正であると証明された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件等を自国の手続において証拠とし得るものと認めることについて定める。(第十三条)
- 14 請求国における出頭が求められている者に対する招請についての伝達について定める。(第十四条)
- 15 拘禁されている者の身柄の移動であつて証言の取得その他の目的のためのものについて定める。(第十五条)
- 16 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関する手続についての共助について定める。(第十六条)

17 この条約のいずれの規定も、いずれか一方の締約国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従って他方の締約国に対し、共助を要請し又は実施することを妨げるものではないことについて定める。(第十七条)

18 両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができ、また、両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議することについて定める。(第十八条)

19 この条約の批准、効力発生及び終了について定めるとともに、この条約の効力発生の日の前又は以後に行われた行為に関連する共助の請求についてこの条約を適用することについて定める。(第十九条)

20 条約第十三条の実施の詳細について定める。(附属書)

21 日本国政府は、この条約に基づく日本国からの請求及びアメリカ合衆国からの請求に係る中央当局についての指定を確認すること、アメリカ合衆国政府に対し、前記の指定に関するいかなる変更をも通報すること、並びに両政府は、当該変更の実施に先立ち、条約第十八条2に基づき、必要に応じ協議することについて定める。(交換公文)

三 条約の実施のための国内措置

この条約を実施するため、国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案が今次国会に提出されることとなっている。なお、この条約を実施するための特別の予算措置は、必要としない。